

時期	妊娠初期			妊娠中期			妊娠後期			出産													
月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月														
週 数	4週～	8週～	12週～	16週～	20週～	24週～	28週～	32週～	36週以降														
健 診	4週間に1回				2週間に1回			1週間に1回		1か月健診 ☐ 3～4か月健診 ☐ 6～7か月健診 ☐ 9～10か月健診													
相談・教室				☐ 病院の両親学級や区のハローベビー教室（第一子のみ）			☐ パパとパートナーのための育児ゼミ（ハイハイクラス） ☐ 離乳食講習会 ☐ 歯育て教室（7か月児歯科相談）			☐ 歯ツピー教室（1歳児歯科相談） ☐ パパとパートナーのための育児ゼミ（ヨチヨチクラス）													
	☒ 母子健康手帳と妊婦健康診査の冊子など「母と子の保健バッグ」を受け取る ☒ びよママ相談を受ける ☐ びよナビえどがわで"おなかの赤ちゃん"の登録をする ☐ 出産病院を決めて、予約をする ☐ お酒、たばこをやめる ☐ 家族や周囲の人に近くで喫煙しないように配慮してもらう ☐ 食事診断アプリをダウンロードし、妊娠中の食生活について情報収集する ☐ 利用できるサポートの確認をする 私のTo Do List ☐ ☐ ☐			☐ 育児グッズを準備する ☐ 妊婦歯科健診を受ける ☐ 食事診断アプリを活用する ☐ 産後の家事・育児の分担について家族で話し合う ☐ 近所の小児科や地域の交流の場の情報を集め足を運んでみる ☐ 里帰り出産の場合、里帰りのスケジュールを決める 私のTo Do List ☐ ☐ ☐			☐ 入院中の上の子のお世話について話し合う ☐ 産前・産後のサービスの利用を検討する ☐ 入院セットを準備する ☐ 入院時の連絡先（産院・タクシー等）リストをつくる ☐ 産後の生活をイメージし、自宅の環境を整える ☐ 産後に必要な手続きを確認する ☐ 妊婦のための支援給付事業に関する胎児の数の届出と8か月妊婦のアンケートに回答する（個別通知が届いてからアンケートに回答する）※妊婦のための支援給付事業は令和7年4月～ ☐ 8か月相談を利用する ☐ 子育ておむつ定期便の案内が届く（個別通知が届いてから専用のポータルサイトに登録する） ☐ 出産手当金 ☐ 出産育児一時金 ☐ 産前・産後期間の年金保険料の免除 ☐ 産前・産後期間の国民健康保険料の免除（令和5年11月1日以降に出産された方が対象） 私のTo Do List ☐			＜出産直後に必要な手続き＞ ☐ 出生届 ☐ 公的医療保険の加入 ☐ 児童手当 ☐ 乳児養育手当（支給要件あり） ☐ 018サポート ☐ 児童育成手当（所得制限あり、ひとり親家庭等） ☐ 児童扶養手当（所得制限あり、ひとり親家庭等） ☐ ひとり親家庭等医療費助成 ☐ 子どもの医療費助成 ☐ 医療費控除 ＜子育てのサポートを利用や、お子さんとお出かけしてみる＞ ☐ びよナビ えどがわの“お子さま”の登録 ☐ 新生児訪問の申請 ☐ 「子育ておむつ定期便」の本登録・申請 ☐ 産後ケア（宿泊型・デイサービス型・訪問型） ☐ えどがわママパパ応援隊 ☐ 子育てひろば ☐ 共育プラザ ☐ 図書館 ☐ 保育ママ・保育園 ☐ 保育園や幼稚園 （園庭開放、保育体験、親子であそんだりすることができます。詳しくは各園へお問い合わせください。） など ☐ 予防接種を継続して受ける ☐ かかりつけの小児科を決める 私のTo Do List ☐ ☐ ☐					☐ 出産後、慣らし保育期間などを踏まえて、職場復帰の時期を改めて検討する ☐ 保育所の情報を集め、足を運んでみる→ 利用申込みをする ☐ 育児休業給付金を申請する（原則勤務先経由） ☐ 育児休業取得中の社会保険料（健康保険・厚生年金）の免除を申し出る（原則勤務先経由） ☐ 職場復帰に向けて家族で育児・家事の分担や働き方を話し合う ☐ 夫婦それぞれが職場復帰後の働き方（短時間勤務や残業免除等）について会社と相談する ☐ ファミリー・サポート、ベビーシッターサービス等の利用を検討する 私のTo Do List ☐ ☐ ☐					私のTo Do List ☐ ☐ ☐			
お仕事の関係	☐ 出産予定日を職場に伝える ☐ 妊娠中の働き方（時間外労働、休日労働、深夜業の制限など）の希望を伝え、相談する ☐ 体調が悪い場合は、医師や助産師に相談し「母性健康管理指導事項連絡カード」を勤務先に提出する ☐ 仕事中に妊婦健診を受ける必要がある場合は職場に申請する ☐ 産休について職場に報告し、取得する（産後の働き方の希望を伝える） ☐ 育休について家族で話し合い、職場に申請する ☐ 産前・産後期間の社会保険料（健康保険・厚生年金）の免除を申し出る（原則勤務先経由） 私のTo Do List ☐ ☐ ☐			☐ 妊娠・出産・育児休業等に対してハラスメントを受けたり解雇された等お困りごとがある場合は、労働局雇用環境・均等部(室)に相談する 私のTo Do List ☐ ☐ ☐			☐ 産前・産後期間の社会保険料（健康保険・厚生年金）の免除を申し出る（原則勤務先経由） 私のTo Do List ☐ ☐ ☐			☐ 出産後、慣らし保育期間などを踏まえて、職場復帰の時期を改めて検討する ☐ 保育所の情報を集め、足を運んでみる→ 利用申込みをする ☐ 育児休業給付金を申請する（原則勤務先経由） ☐ 育児休業取得中の社会保険料（健康保険・厚生年金）の免除を申し出る（原則勤務先経由） ☐ 職場復帰に向けて家族で育児・家事の分担や働き方を話し合う ☐ 夫婦それぞれが職場復帰後の働き方（短時間勤務や残業免除等）について会社と相談する ☐ ファミリー・サポート、ベビーシッターサービス等の利用を検討する 私のTo Do List ☐ ☐ ☐					私のTo Do List ☐ ☐ ☐								

※すべての手続きや子育てサービス等が含まれているわけではありません。

